

# 名古屋市スポーツ施設 指定管理者募集要項

(対象施設：セット募集)

名古屋市体育館・名古屋市熱田プール  
名古屋市露橋スポーツセンター・名古屋市富田プール  
名古屋市稲永スポーツセンター・名古屋市港サッカー場 (CSアセット港サッカー場)  
名古屋市北スポーツセンター・名古屋市楠プール  
名古屋市南陽プール・名古屋市港プール

(対象施設：単館募集)

名古屋市天白スポーツセンター  
名古屋市千種スポーツセンター  
名古屋市中スポーツセンター  
名古屋市東スポーツセンター  
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター

令和4年6月  
名古屋市スポーツ市民局

# 名古屋市スポーツ施設指定管理者募集要項目次

第1 本公募にかかる共通事項	
1 施設の設置目的	2
2 施設の概要	2
3 指定管理者の指定の予定期間	4
4 応募資格等	4
5 管理の基準	5
6 管理運営業務に必要な知識及び技能並びに配置の基準	6
7 指定管理料	6
8 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	7
9 指定管理者の公募に関するスケジュール	8
10 申請書類・参考資料等の配付	9
11 申請書類の提出	9
12 申請書類作成・提出にあたっての注意	10
13 施設見学会	11
14 質問の受付と回答	12
15 指定管理者の選定	12
16 指定管理者の指定	14
17 協定の締結について	14
18 指定の取り消し等	14
19 団体の法人格の変更	14
20 申請にあたっての留意事項	15
21 市による評価の実施、公表	15
22 市監査委員等による監査	15
23 原状回復義務	16
24 業務の引継ぎ	16
25 問合せ先	16

第2 名古屋市体育館、スポーツセンター（露橋・稲永・天白・北・千種・中・東）、黒川スポーツトレーニングセンター、港サッカー場（CSアセット港サッカー場）及び南陽プールに関する事項

1 施設の役割	17
2 指定管理者が行う業務の内容	17
3 管理の基準	18
4 事業収支に関する事項	22

第3 屋外冷水プール（港・熱田・楠・富田）に関する事項

1 指定管理者が行う業務の内容	28
2 管理の基準	28
3 指定管理料について	28
4 使用料収入について	29
5 自動販売機等の設置	29

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号。以下「体育館条例」という。）第12条、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号。以下「トレーニングセンター条例」という。）第8条、名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号。以下「サッカー場条例」という。）第10条及び名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号。以下「プール条例」という。）第12条の規定により、名古屋市（以下「市」という。）は指定管理者を次のとおり公募します。

なお、名古屋市体育館と熱田プール、露橋スポーツセンターと富田プール、稲永スポーツセンターと港サッカー場（CSアセット港サッカー場）（以下「CSアセット港サッカー場」という。）、北スポーツセンターと楠プール、南陽プールと港プールについてはセットでの募集とします。単館で募集する施設は施設ごとに、セットで募集する施設はセットごとに選定を行います。

市は、これまで「第2期名古屋市スポーツ推進計画」の基本目標として、スポーツの楽しさや意義への気づきを促進し、だれもが気軽にスポーツに親しむことができるよう機会や場を提供するとともに、活動的なライフスタイルを推奨することや、市民が安心・安全・快適に利用できるよう、スポーツ施設等の環境整備を進めることなどを掲げており、スポーツ実施率（※1）の目標を65%以上とすることを目標としてきました。そして、スポーツ庁が令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」においては、成人のスポーツ実施率の目標を70%としており、今後一層のスポーツ振興が求められています。（※2）

また、令和8年度の第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催を契機に高まりが期待される市民のスポーツへの関心を定着させることで、スポーツに親しみ、スポーツを支える機会を通じて、市民の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現するとともに、地域活動の活性化を推進し、活力ある都市を実現するため、市は令和2年4月にスポーツ市民局を新たに設置しました。そして、昨年“スポーツで名古屋の未来を照らす”を基本理念とした「名古屋市スポーツ戦略」を策定しました。

このような背景の中で、誰もが気軽にスポーツができる場所を提供するスポーツ施設において、以下の3点を指定管理者選定における重点事項とし、応募者からの提案を求めるとともに、審査基準とします。

- ① スポーツ施設に求められる役割が多様化する中で、応募者の創意工夫により、地域に根差したスポーツ施設の可能性を最大限に発揮する
- ② 時流に沿ったリスク管理を徹底するとともに、誰もが安心安全・快適に利用できる施設づくりを推進する
- ③ 収益確保及び管理運営経費の削減に取り組み、市民へのサービス水準の維持向上を前提に持続可能な運営を目指す

※1 週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者（成人）の割合

※2 「第3期名古屋市スポーツ推進計画」は令和4年度に策定予定

# 第1 本公募にかかる共通事項

## 1 施設の設置目的

- (1) 名古屋市体育館・スポーツセンター（露橋・稲永・天白・北・千種・中・東）・南陽プール・屋外冷水プール（港・熱田・楠・富田）  
市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図る。（体育館条例第 1条・プール条例第 1条）
- (2) CSアセット港サッカー場  
市民のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与する。（サッカー場条例第 1条）
- (3) 黒川スポーツトレーニングセンター  
市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに教養の向上を図る。（トレーニングセンター条例第 1条）

## 2 施設の概要

- (1) 名古屋市体育館・熱田プール

### ア 名古屋市体育館

所在地	名古屋市熱田区六野二丁目 5番 3号
施設概要	競技場、会議室（1室）、駐車場
開館	昭和44年 8月

### イ 熱田プール

所在地	名古屋市熱田区六野二丁目 5番 2号
施設概要	練習プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和45年

- (2) 露橋スポーツセンター・富田プール

### ア 露橋スポーツセンター

所在地	名古屋市中川区露橋二丁目14番 1号
施設概要	競技場、柔道場、剣道場、プール、トレーニング室、会議室（3室）、駐車場
開館	昭和57年 6月

### イ 富田プール

所在地	名古屋市中川区東かの里町 809番地
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、駐輪場、駐車場（無料）
開所等	昭和 63 年

- (3) 稲永スポーツセンター・CSアセット港サッカー場

### ア 稲永スポーツセンター

所在地	名古屋市港区野跡五丁目 1番10号
施設概要	第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、トレーニング室、弓道練習場、会議室（3室）、駐車場
開館	平成元年 7月

### イ CSアセット港サッカー場

所在地	名古屋市港区野跡四丁目11番12号
施設概要	サッカー場、会議室（1室）、駐車場
開館	平成 5年 9月

(4) 北スポーツセンター・楠プール

ア 北スポーツセンター

所在地	名古屋市北区成願寺一丁目 6番12号
施設概要	第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、弓道練習場、会議室 (3室)、駐車場
開館	平成 4年 7月

イ 楠プール

所在地	名古屋市北区若鶴町 126番地
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、駐輪場
開所等	昭和57年

(5) 南陽プール・港プール

ア 南陽プール

所在地	名古屋市港区藤前四丁目 701番地
施設概要	練習用プール、学童用プール、幼児用プール、トレーニング室、軽運動室、会議室 (1室)、駐車場
開場	昭和60年 6月

イ 港プール

所在地	名古屋市港区当知一丁目1401番地
施設概要	練習プール1、学童用プール1、幼児用プール1、水景施設、滑り台1ヶ所、駐輪場、駐車場 (無料)
開所等	平成 3年改築

(6) 天白スポーツセンター

所在地	名古屋市天白区植田三丁目1502番地
施設概要	第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、弓道練習場、会議室 (4室)、駐車場
開館	平成 2年 7月

(7) 千種スポーツセンター

所在地	名古屋市千種区星が丘山手 121番地
施設概要	第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、アーチェリー練習場、会議室 (3室)、駐車場
開館	平成10年 7月

(8) 中スポーツセンター

所在地	名古屋市中区栄一丁目30番10号
施設概要	第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、軽運動室兼会議室、プール、トレーニング室、会議室 (3室)、駐車場
開館	平成13年 7月

(9) 東スポーツセンター

所在地	名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号
施設概要	第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、プール、トレーニング室、弓道練習場、会議室 (3室)、スポーツ広場、駐車場
開館	一部 平成13年10月 全館 平成14年11月

(10) 黒川スポーツトレーニングセンター

所在地	名古屋市北区清水四丁目17番17号
施設概要	トレーニング室、浴室サウナ室 (トレーニング室附属設備)、軽運動室、駐車場
開館	平成 9年 9月

※各施設の詳細は別紙 1「施設概要の詳細」に記載

### 3 指定管理者の指定の予定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

ただし、指定期間中であっても、公の施設として廃止することとなった場合には、当該施設の廃止の日をもって指定管理者の業務内容を変更するとともに、指定管理料の変更を協議します。なお、施設の廃止があった場合でも、違約金、損害賠償は支払いません。

### 4 応募資格等

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、募集の公表を開始した日から候補者選定 (選定結果の通知の日を指す。以下同じ。) までの期間に次の要件を満たす団体であること。(複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要)

ア 破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法 (平成14年法律第 154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 名古屋市指名停止要綱 (平成15年 3月 5日付け15財用第 5号) に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 244条の 2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。

ク 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分 (是正勧告等の行政指導を除く。) を受けてから 1年を経過しない者でないこと。

ケ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」 (平成20年 1月 28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結) に基づく排除措置対象法人等でないこと。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は株式会社 (単独企業、特別目的会社 (以下「SPC」という。) 等)、又はN

PO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等であること。

また、SPC設立予定として応募する場合、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、「第17 協定の締結について」に示す基本協定書及び年度協定書（以下「協定」という。）の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

### (3) グループによる応募の注意点

グループによる応募の場合、その構成団体すべてが前2号の応募資格及び応募者の形態を満たしている必要があります。

構成団体は、他のグループの構成団体として、あるいは単独企業として同一施設に応募することはできません。

グループの代表企業及び構成団体の変更は原則認めません。

## 5 管理の基準

### (1) 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、地方自治法、同施行令及び業務仕様書に示す関係法令に精通し、これを遵守していただきます。また、施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めていただきます。

### (2) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項に基づき、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、協定に定め、これを遵守してください。

### (3) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の2第1項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じてください。

### (4) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示してください。

### (5) 第三者への委託

ア 指定管理に係る業務の一部を第三者へ委託する場合、あらかじめ市の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行っていただきます。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。

イ 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできますが、プール監視業務及びトレーニング室運営業務（清掃及び保守点検業務を除く。）を委託し、又は請け負わせることはできません。

ウ 委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担して



ください。

(6) 暴力団の施設利用における措置

「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成24年 3月30日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとします。暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市スポーツ市民局スポーツ施設室を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対して照会し、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行います。

(7) 障害者への対応

指定管理者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」及び「障害者がスポーツ施設をご利用される際の職員対応の手引き」に則った対応を行ってください。第三者へ業務を委託した場合には、受託業者にも準用されます。

(8) 性的少数者への対応

指定管理者は、「性の多様性への理解を深めるための職員ハンドブック」を十分に理解した上で利用者対応を行ってください。

## 6 管理運営業務に必要な知識及び技能並びに配置の基準

別紙 2「職員配置基準」のとおり

## 7 指定管理料

(1) 指定管理料の支払い

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する「年度協定書」（「第1 17 協定の締結について」を参照のこと。）において定めるものとします。指定管理料の額は、指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、原則として増額は認めません。

また、指定管理料は原則として精算しません。

(2) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

(3) 管理口座

管理運営業務に係る指定管理者の経費及び収入は、原則として、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動

が見られた場合に、2年目以降の person 費をスライドできる制度を導入しています。

person 費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。）。また、その際、当初年度の person 費の 1.0% 分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という。）。

申請団体は、「対象 person 費等計算書」に必要事項を記入のうえ指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。なお、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」については、市公式ウェブサイトでご覧可能です。

## 8 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

### (1) 責任分担について市と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担のあり方及び費用負担について協議します。

また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと市が判断した場合には、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

施設の管理運営上想定されるリスクについて、基本的考え方は下記のとおりです。

項目	内容	責任分担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需用の変動	当初の需用見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり 2,500千円を超える大規模修繕が必要となる場合（利用促進施設に係るものを除く。）	○	



(6) 申請書類の提出日の予約	令和 4年 7月20日 (水) ~ 7月21日 (木)
(7) 申請書類の提出	令和 4年 7月27日 (水) ~ 7月29日 (金)
(8) 第 1次審査	令和 4年 8月30日 (火)
(9) 第 1次審査結果の通知	令和 4年 9月 1日 (木) 予定
(10) 第 2次審査 (ヒアリング)	令和 4年 9月 9日 (金)・12日 (月) 予定
(11) 候補者・次点候補者の選定	令和 4年 9月12日 (月) 予定
(12) 選定結果の通知	令和 4年 9月下旬予定
(13) 指定管理者の指定	令和 4年12月予定
(14) 指定管理者との協定締結	令和 5年 3月予定

※応募者説明会は開催いたしませんので、ご注意ください。

## 10 申請書類・参考資料等の配付

### (1) 配付場所

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
 名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室スポーツ施設係  
 (名古屋市役所西庁舎12階)  
 TEL:052-972-3263

### (2) 配布期間

令和 4年 6月 8日 (水) から 7月20日 (水) まで

平日午前 9時から午後 5時まで (正午から午後 1時までを除く。)

※募集要項、業務仕様書は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請書類・業務仕様書にかかる別紙及び参考資料は名古屋市公式ウェブサイトからはダウンロードできません。上記期間中、上記配付場所にてCD-Rでお渡ししますので、事前に電話連絡の上来庁してください。

## 11 申請書類の提出

### (1) 申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

ア 名古屋市スポーツ施設指定管理者指定申請書 (様式 1)

イ 委任状 (様式 1-2) ※該当する場合のみ提出

ウ 共同事業体協定事項確認書兼委任状 (様式 1-3) ※該当する場合のみ提出

エ 誓約書 (様式 2)

オ 法人等の概要 (様式 3)

カ 事業計画書 (様式 4~様式 4-⑨)

キ 賃金スライド制度に関する書類「対象人件費等計算書」(様式 5)

※申請施設ごとに作成してください。

ク 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料「指定管理者申請団体 代表者等名簿」(様式 6) 及び上記名簿の内容を入力したExcelデータ (様式 6別添)

※グループによる応募の場合、その構成団体すべてについて提出してください。

ケ 法人等の書類

① 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類

② 登記事項証明書 (「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれか)

③ 法人等の事業計画書及び収支予算書

- ④ 役員名簿及び履歴書
  - ⑤ 主な出資者名簿
  - ⑥ 直近 3年の法人税、申請者の所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明でも可）
- コ 財務書類
- ① 財務諸表添付書類（様式 7）
  - ② 直近の決算終了年度から 3年間の財務諸表等（別紙 3「提出書類一覧」で示す書類）

(2) 提出部数

- ア 正本 1部、その写し11部  
ただし、上記(1)キ、ク及びケについては正本 1部のみ、(1)コについては正本 1部及び副本 1部
- イ 正本のPDFデータ、様式 5及び様式 6別添のExcelデータを格納したCD-ROM（※） 1枚  
※データは、Microsoft2016で対応可能なものにしてください。

(3) 提出先・提出期間

- 提出先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室スポーツ施設係
- 提出期間 令和 4年 7月27日（水）から 7月29日（金）
- 受付時間 午前 9時から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除く。）
- ※申請書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。郵送の場合の提出期限は、下記(4)に基づき市が指定した日必着とします。

(4) 提出日の予約

申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。郵送申請の場合も同様に予約申し込みをしてください。

- ア 予約申込  
別紙 4「指定管理者指定申請書提出予約申込書」にて、電子メールで「25 問合せ先」まで申し込んでください。
- イ 予約受付期間  
令和 4年 7月20日（水）午前 9時から 7月21日（木）午後 5時まで
- ウ 申請書類の提出日時の通知  
申請書類の提出日時は、市が指定した上で予約申込書を送信した電子メールアドレスあてに通知します。
- エ その他  
提出時に市が書類確認をした結果、不備があり、申請書類の修正・追加の必要があると判断した場合には、上記（3）提出期間内に対応してください。対応できなかった場合、その申請は受理せず、申請はなかったものとして取扱います。

## 12 申請書類作成・提出にあたっての注意

(1) 申請書類作成について

- ア 様式ごとに 2枚以上にわたる場合は、両面印刷してください。
- イ 余白は上下左右とも15mmとしてください。
- ウ 本文の文字サイズは10.5pt以上としてください。
- エ 枠や色の使用は、読みやすさを損ねることの無いよう工夫してください。
- オ 事業計画書（様式 4～様式 4-⑨）については、申請書類に記載されている上限枚数を遵守

して作成してください。

カ 自主事業については、自主事業と分かるよう記載してください。

## (2) 申請書類提出について

### ア 指定申請書（「11 申請書類の提出」(1)ア～カ）

提出の際は、単館で募集する施設は施設ごとに、セットで募集する施設はセットごとに 1部ずつフラットファイルに別紙 3「提出書類一覧」の順序で綴じたうえ、インデックスをすべてにつけてください。

なお、フラットファイルには、以下のとおり背ラベルをつけてください。背ラベルは再はく離可能なタイプを使用してください。

例「〇〇スポーツセンター指定管理者指定申請書（申請者名称）」

### イ 賃金スライド制度に関する書類・指定管理者申請団体代表者名簿（「11 申請書類の提出」

#### (1)キ・ク）

製本せず、別にして提出してください。

### ウ 法人等の書類・財務書類（「11 申請書類の提出」(1)ケ・コ）

申請団体で 1部ずつフラットファイルに別紙 3「提出書類一覧」の順序で綴じたうえ、インデックスをすべてにつけてください。

なお、フラットファイルには、以下のとおり背ラベルをつけてください。背ラベルは再はく離可能なタイプを使用してください。

「法人等の書類・財務書類（申請者名称）」

また、財務書類副本については、ステープラ留めにして別冊として提出してください。厚みがありステープラ留めが困難な場合は、フラットファイル又はパイプファイルに綴じて提出してください。

## 13 施設見学会

### (1) 施設見学会

#### ア 日時

	日 時	開 催 施 設
6月 6日（月）	10時00分 ～ 11時00分	港プール
	13時00分 ～ 16時00分	稲永スポーツセンター・CSアセット港サッカー場
6月13日（月）	10時00分 ～ 12時00分	東スポーツセンター
6月17日（金）	10時00分 ～ 12時00分	天白スポーツセンター
	14時00分 ～ 16時00分	千種スポーツセンター
6月20日（月）	10時00分 ～ 12時00分	中スポーツセンター
	14時00分 ～ 15時00分	名古屋市体育館
	15時00分 ～ 16時00分	熱田プール
6月24日（金）	11時00分 ～ 12時00分	南陽プール
	14時00分 ～ 15時00分	富田プール
6月27日（月）	10時00分 ～ 11時00分	黒川スポーツトレーニングセンター
	13時00分 ～ 14時00分	楠プール
7月 1日（金）	10時00分 ～ 12時00分	露橋スポーツセンター
	14時00分 ～ 16時00分	北スポーツセンター

#### イ 内容

施設の概要説明、施設見学及び施設各所図面の閲覧

ウ 参加人数

1団体あたり 3名まで

エ その他

千種スポーツセンターの第 1競技場は改修工事のため見学できません。

(2) 参加申込

ア 申込方法

参加を希望する団体は、以下の事項を明記のうえ、電子メールにより「25 問合せ先」まで申し込んでください（申込の様式は問いません）。

①法人名

②参加人数

③見学を希望する施設

④連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス）」

イ 申込期限

①港プール、稲永スポーツセンター・CSアセット港サッカー場

令和 4年 6月 3日（金）正午

②①以外の施設

令和 4年 6月 9日（木）正午

(3) 参加の際の注意事項

開始時間に施設の正面玄関にご集合ください。

来場には公共交通機関をご利用ください。

当日は参加者に募集要項等を提供いたしません。

現地見学会における写真撮影は原則可能ですが、個人情報の保護等の理由により一部禁止する場所があります。

※以下に該当する場合は、参加することはできません。

- ・発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

※マスクの着用をお願いいたします。

## 14 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

質問は別紙 5「質問票」にて、「25 問合せ先」において、電子メールにより受付します。なお、募集に関する質問は令和 4年 6月17日（金）までに、施設に関する質問は令和 4年 7月 6日（水）までに提出ください。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者、施設見学会参加者及び申請書類等資料を受け取ったすべての団体に対し電子メールで回答します。

## 15 指定管理者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、2段階の公募型プロポーザル方式とし、募集要項及び業務仕様書が求め

る水準を満たしており、財務分析した評価が著しく低くなく、候補者となることのできる最低ライン（最低基準点）以上の得点を得た団体の中から選定します。

最初に第 1次審査として申請書類をもとに名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会スポーツ施設第 2部会（以下「部会」という。）で評価・審査を行い、第 1次審査の通過者を決定します。次に第 2次審査として、第 1次審査の通過者に、部会において申請書類にかかるプレゼンテーションを受け、審査を行い、候補者及び次点候補者の選定を行います。

※第 1次審査の結果、第 2次審査を行っても候補者又は次点候補者となりえない場合、原則としてその応募者の第 2次審査を行いません。

## (2) 部会の構成

部会を構成する委員は以下のとおりです（敬称略、順不同）。

加藤 義人	岐阜大学客員教授
稲嶋 修一郎	愛知県立大学教育福祉学部教授
三井 栄	岐阜大学社会システム経営学環教授
平野 佳代子	愛知県アスレティックトレーナー連絡協議会理事
福谷 朋子	弁護士

※委員が申請団体と利害関係を有する場合など、公正な選定の妨げになる可能性がある場合は、当該委員は当該選定にかかるすべての審査に参加できないこととします。

## (3) 選定の基準

部会における審査は、事業計画書等の内容及びプレゼンテーション等の結果を基に、別紙 6「審査基準及び配点」に従い審査を行います。

各委員が採点した合計点数が高い順に順位点を付け、以下の方法で順位を決定します。順位決定方法に従い決定した 1位の順位者が候補者、2位の順位者が次点候補者となります。

- ① 順位点の合計の少ない順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と 1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ ①～③で決まらなかった場合は、部会で協議のうえ部会長の裁定により候補者を決定

※順位点については、得点数が 1位は 1点、2位は 2点、3位は 3点というように順位が高いほど得点数は低くなります。

## (4) 選定結果の公表

選定結果は応募者全員に通知するほか、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの情報提供などにより公表します。公表する内容は、①部会の開催日時、②部会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された団体、④申請団体、⑤部会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、⑥候補者の提案の概要※、⑦各申請団体の得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

※候補者となった団体は、別紙 7「提案の概要」を別途作成してください。

## (5) その他

募集の公表を開始した日から候補者選定までの間に「4 応募資格等 (1) 応募資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合、その候補者を失格とします。



## 16 指定管理者の指定

### (1) 指定手続き

ア 地方自治法第 244条の 2第 6項の規定に基づき、名古屋市会の議決を経た上で、候補者を指定管理者に指定します。指定管理者の指定を受けた団体には指定されたことを通知します。

イ 候補者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が整わない場合その他候補者としてできなくなった場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、次点候補者を候補者とします。

### (2) 指定後の対応

指定管理者の指定後、指定された団体は協定の締結までに事業計画を作成していただきます。また、指定管理者が交替する場合は業務の引継ぎを行っていただきます。引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者が負担します。

なお、指定管理者の指定を受けた団体が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことがあります。

## 17 協定の締結について

指定管理者は、市との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。なお、協定書は、指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

## 18 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の 100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければなりません。

- (1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- (2) 指定管理者が正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき
- (3) 指定管理者が業務の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (6) その他市が指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

## 19 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格取得も含む。）される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

## 20 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (2) 1団体につき提案（申請）は一つとし、同一施設に複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が、他のグループの構成団体となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。
- (3) 申請書類の内容を提出期限後に変更することは、原則としてできません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。また、申請書類に記載されていない内容を2次審査でプレゼンテーションした場合は、失格等の措置を講じる場合があります。
- (5) 申請書類を作成する際は、選定の資料となることを認識した上で、各設間において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載するよう注意してください。
- (6) 申請書類を提出する際に必要な書類の不備が確認された場合は受付ることができませんので、提出の際は申請団体の責任において必要な書類が揃っているか十分確認をしてください。
- (7) 申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により直ちに届け出てください。
- (8) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (9) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市が必要と認める場合は、資料を追加して提出していただきます。追加して提出された資料の取扱いも、他に提出されている書類の取扱いと同様とします。
- (10) 提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。行政文書公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、市において判断しますので、原則意見照会及び公開請求があった旨の通知は行いません。ただし、市が必要と判断する場合は、意見照会を行います。（名古屋市情報公開審査会答申については市公式ウェブサイトに掲載しています。）

なお、名古屋市議会で指定管理者の指定を審議するため、応募内容の概要を資料として提出する場合があります。
- (11) 申請団体が選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、当該選定にかかる接触をした事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (12) 本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (13) 国の緊急事態宣言に基づく愛知県知事からの要請等により施設の使用を停止した影響で利用料金収入が大きく減少した場合には、名古屋市と指定管理者の協議により必要な範囲で金額を精査し、所要額を補填する場合があります。なお、指定管理料の算定にあたっては「第2 4 事業収支に関する事項 (13) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用制限について」を参照してください。

## 21 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとします。

## 22 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、

市監査委員（第 199条第 7項）、包括外部監査人（第 252条の37第 4項）又は個別外部監査人（第 252条の42第 1項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

## 23 原状回復義務

---

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

## 24 業務の引継ぎ

---

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施していただきます。引継ぎに要する経費は、原則として、指定管理者の負担とします。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしていただきます。

## 25 問合せ先

---

〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室スポーツ施設係

電話番号 052-972-3263

電子メールアドレス a3263-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

※予約申込等を受け付けた旨の連絡は致しませんので、電子メールを送信される際は、開封確認設定を行う等、応募者で受信確認を行ってください。電子メールの送受信にかかるトラブル等については、市はその責任を負いません。

## 第2 名古屋市体育館、スポーツセンター（露橋・稲永・天白・北・千種・中・東）、黒川スポーツトレーニングセンター、CSアセット港サッカー場及び南陽プールに関する事項

### 1 施設の役割

指定管理者は、「名古屋市スポーツ推進計画」（平成30年 2月改定、令和 5年 3月第 3期策定予定）及び「名古屋市スポーツ戦略」（令和 3年 8月策定）等市の施策に基づき、下記の施設の役割に沿って管理運営を行ってください。なお、「名古屋市スポーツ推進計画」及び「名古屋市スポーツ戦略」は市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

- (1) 地域スポーツ推進の拠点（名古屋市体育館、スポーツセンター及びCSアセット港サッカー場）

地域におけるスポーツ推進の拠点として、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たします。

- (2) 競技スポーツの拠点（名古屋市体育館、スポーツセンター及びCSアセット港サッカー場）

市域における競技大会を開催する施設として、スポーツ・レクリエーション団体と連携協力し、競技スポーツの拠点としての役割を果たします。

- (3) 地域スポーツの振興（黒川スポーツトレーニングセンター及び南陽プール）

多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たします。

- (4) 運動・スポーツ実施率の向上

「第 2期名古屋市スポーツ推進計画」の基本目標として、スポーツの楽しさや意義への気づきを促進し、だれもが気軽にスポーツに親しむことができるよう機会や場を提供するとともに、活動的なライフスタイルを推奨することや、市民が安心・安全・快適に利用できるよう、スポーツ施設等の環境整備を進めることなどを掲げており、成人の週 1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合を65%以上とすることを目標としています。

※スポーツ庁が令和 4年 3月に策定した「第 3期スポーツ基本計画」においては、成人のスポーツ実施率の目標を70%としております。

### 2 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、各施設の業務仕様書を参照してください。

#### I 指定管理者が実施しなければならない業務（以下「基本業務」という。）

- (1) 一般の利用及び事業の実施に関すること
- (2) 使用の許可に関すること
- (3) 施設の利用料金に関すること
- (4) 維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること
- (5) 緊急時対応に関すること
- (6) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- (7) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- (8) 指定管理者の引継ぎに関すること
- (9) ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務（CSアセット港サッカー場のみ）
- (10) その他市が定める業務

## II 指定管理者が独自で実施することができる業務（以下「自主事業」という。）

自主事業とは、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、施設の利用者増を図ることを目的として、「I 基本業務」以外で実施することができる業務のことです。

- (1) 基本の使用（開場）時間外の施設の供用に関すること
- (2) 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
- (3) 物販事業
- (4) 広告業務
- (5) その他指定管理者の提案により実施する事業

### 3 管理の基準

#### (1) 休館日（休場日）及び使用時間（供用時間）

##### ア 名古屋市体育館、スポーツセンター及びCSアセット港サッカー場

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）、名古屋市港サッカー場条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第76号）に基づき、休館日（休場日）及び使用時間（供用時間）は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休館日（休場日）に開館（開場）する場合や、下表の使用時間（供用時間）外で使用する場合は、指定管理者からの申出を受けて、市と協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、市が特に必要があると認めたときは休館日（休場日）での臨時開館（開場）のほか、休館日（休場日）外での臨時休館（休場）や使用時間（供用時間）の変更をする場合があります。

#### ①休館日（休場日）

名 称	休館日（休場日）
名古屋市体育館 稲永スポーツセンター 中スポーツセンター 東スポーツセンター CSアセット港サッカー場	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで
露橋スポーツセンター 天白スポーツセンター 北スポーツセンター 千種スポーツセンター	金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

#### ②使用時間（供用時間）

使用区分	使用時間（供用時間）
競技場、柔道場、剣道場、 第 1競技場、第 2競技場、 軽運動室、 アーチェリー練習場、 弓道練習場、会議室、 軽運動室兼会議室	午前 9時から午後 9時まで （日曜日（毎月第 2日曜日及び毎月第 4日曜日を除く。）及び祝日法による休日（以下「第 1日曜日等」という。）は午後 6時）
温水プール、 トレーニング室	午前10時から午後 8時30分まで （日曜日及び祝日法による休日（以下「日曜日等」という。）は午後 6時）

駐車場	午前 8時45分から午後 9時 5分まで (第 1日曜日等は午後 6時 5分)	
サッカー場	1月 4日から 3月31日まで及び 11月 1日から12月28日まで	午前 9時から午後 4時30分まで
	4月 1日から10月31日まで	午前 9時から午後 8時30分まで

#### イ 黒川スポーツトレーニングセンター

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第74号）に基づき、休館日及び使用時間は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休館日に開館する場合や、下表の使用時間外で使用する場合は、指定管理者からの申出を受けて、市と協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、市が特に必要があると認めたときは休館日での臨時開館のほか、休館日外での臨時休館や使用時間の変更をする場合があります。

##### ①休館日

名 称	休館日
黒川スポーツトレーニングセンター	月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

##### ②使用時間

使用区分	使用時間
トレーニング室、浴室 サウナ室	午前10時から午後 8時30分まで（日曜日等は午後 6時）
軽運動室	午前 9時から午後 9時まで（日曜日等は午後 6時）

#### ウ 南陽プール

名古屋市プール条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第78号）に基づき、休場日及び開場時間は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休場日に開場する場合や、下表の開場時間外で使用する場合は、指定管理者からの申出を受けて、市と協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事情により、市が特に必要があると認めたときは休場日での臨時開場のほか、休場日外での臨時休場や開場時間の変更をする場合があります。

##### ①休場日

名 称	休場日
南陽プール	金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日まで

##### ②開場時間

使用区分	開場時間
屋内プール、 トレーニング室	午前10時から午後 8時30分まで (日曜日等は午後 6時)
軽運動室、会議室	午前 9時から午後 9時まで (日曜日等は午後 6時)
駐車場	午前 8時45分から午後 9時 5分まで (日曜日等は午後 6時 5分)

## (2) 管理用カメラの管理

本施設は、管理用カメラが設置されている施設のため、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成19年 9月10日施行）の趣旨に従い、管理用カメラを管理・運用してください。

## (3) 市のスポーツ振興計画等に沿った管理運営

指定管理者には、「名古屋市スポーツ推進計画」及び「名古屋市スポーツ戦略」等、市の定めたスポーツ振興にかかる基本計画を熟知し、これらの計画に沿った管理運営を行い、利用促進に努めてください。

## (4) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力

本施設は、スポーツ・レクリエーション関係団体の活動の場として多く利用されているため、それらの団体との連携協力を円滑に得ることのできる体制を整えてください。

## (5) 備品の取扱いについて

備品の定義は名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）第 132条によります。

本施設で使用する備品については次のとおり取り扱っていただきます。

### ア トレーニング器具について

- ① トレーニング室に配置するトレーニング器具については、業務仕様書「別紙 6 名古屋市スポーツ施設トレーニング室管理・運営の手引き」の最低基準表に基づき、配置していただきます。
- ② 既に配置されている市所有のトレーニング器具については、指定管理者の判断で継続して使用することができますが、老朽化及び故障等により安全に使用できないと専門業者等により判断された場合、市はその代替として新たなトレーニング器具の貸し付けを行いませんので、金額に関わらず、原則として同等品以上を調達していただきます。
- ③ 調達にあたっては、リース契約等による調達経費は基本業務の施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。「10 事業収支に関する事項（5）【参考】指定管理者の収入と支出一覧」参照）に含むことができますが、購入による調達経費は管理運営経費に含むことはできません。指定管理者が購入により調達したトレーニング器具は市に帰属しません。
- ④ 市所有のトレーニング器具については、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定期間満了時に返還していただきます。なお、返還する際は、トレーニング器具を安全に使用できる状態としてください。
- ⑤ 指定管理者がトレーニング器具を新たに設置し、市所有のトレーニング器具と入れ替える場合に要する撤去・保管・指定期間満了時の復旧にかかる費用は、管理運営経費に含むことはできません。

### イ 自動発売機（券売機）

- ① 自動発売機（券売機）（以下「券売機」という。）について、指定管理者に貸し付けている券売機が、老朽化及び故障等により使用できないと判断された場合、市はその代替として新たな券売機の貸付を行いませんので、原則として同等品を調達していただきます。
- ② 調達にあたっては、リース契約等による調達経費は管理運営経費に含むことができますが、購入による調達経費は管理運営経費に含むことはできません。指定管理者が購入により調達した券売機は市に帰属しません。

### ウ 自動体外式除細動器（AED）

- ① 自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、業務仕様書「参考資料 5 AED設置台数及び設置場所」に基づき、配置していただきます。
- ② 施設に配置されているAEDについては、リース期間終了時に新たなAEDの調達を市は

行いませんので、金額に関わらず、管理運営経費により同等品以上を購入又はリースしてください。

- ③指定管理者が指定期間中に購入したAEDは、すべて市に帰属します。次期指定管理者へ引継ぐ際は、AEDを安全に使用できる状態としてください。

エ 上記ア、イ及びウを除く備品について

①施設に配置されている市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます。また同備品は、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定期間満了時に返還していただきます。なお、廃棄にかかる費用は、管理運営経費に含めてください。

②施設の管理運営上必要な1,600千円未満の備品は管理運営経費で購入していただきます。

③指定管理者が指定期間中に管理運営経費で購入した備品は、すべて市に帰属し、指定期間満了時に市に引渡していただきます。

(6) 複合施設について（「4 事業収支に関する事項（8）（9）」参照）

ア 東スポーツセンター

東図書館、東文化小劇場、市民ギャラリー矢田との複合施設（愛称：カルポート東）として運営されています。よって、共用部分の管理、光熱水費等の経費を各施設と分担していただきます。

イ 黒川スポーツトレーニングセンター

名古屋高速道路公社黒川ビル（以下「黒川ビル」という。）との複合施設として運営されています。よって、共用部分の管理、光熱水費等の経費を分担していただきます。

(7) 協定等の遵守について（黒川スポーツトレーニングセンターのみ）

名古屋高速の施設を良好に維持するため、共用設備の管理基準等について、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）との協定等により定めております。指定管理者においても、当該協定等を遵守していただきます。

(8) 命名権契約について（CSアセット港サッカー場のみ）

市はCSアセット港サッカー場にネーミングライツを導入しています。契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日となっております。指定管理者は、市及び契約の相手方であるネーミングライツパートナーとの連携協力により、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めてください。

※令和9年3月31日までのネーミングライツパートナーはCSアセット株式会社です。

(9) 大規模改修工事について（「4 事業収支に関する事項（12）」参照）

指定期間中、以下の施設で大規模改修工事を行います。当該施設以外の改修工事については、工事期間及び休館期間は未定です。

施設名	施設区分	工事内容	休館期間（予定）
中スポーツセンター	第1競技場 第2競技場	天井改修工事	令和5年4月1日から令和6年3月31日
露橋スポーツセンター	全館	空気調和機等 更新工事	令和5年11月1日から令和6年3月31日

※大規模改修工事の期間については、期間延長又は短縮されることがあります。改修工事中は臨時休館の必要があります。

※大規模改修工事にあたっては、工事範囲および関連する諸室の備品移動が必要になる見込みです。市と協議の上、工事实施に伴う備品の移動、保管を実施してください。



(10) 第20回アジア競技大会（以下「アジア競技大会」という。）、第 5回アジアパラ競技大会（以下「アジアパラ競技大会」という。）について

ア アジア競技大会・アジアパラ競技大会への協力・支援

組織委員会及び競技団体が実施する準備、テストイベント等に協力し、最大限配慮すること。

イ アジア競技大会に向けた大規模改修工事

指定期間中、以下の施設でアジア競技大会に向けた大規模改修工事を行う予定です。

施設名	年度	工事内容
稲永スポーツセンター	令和 7～ 8年度	施設改修工事等（第 1競技場、第 2競技場、軽運動室、弓道練習場、会議室、トレーニング室等）
CSアセット港サッカー場	令和 6～ 7年度	施設改修工事等（サッカー場、会議室等）

※工事期間については、延長又は短縮されることがあります。工事中は臨時休館の必要があります。

※アジア競技大会に向けた大規模改修工事にあたっては、工事範囲および関連する諸室の備品移動が必要になる見込みです。市と協議の上、工事实施に伴う備品の移動、保管を実施してください。

ウ アジア競技大会中の施設利用

指定期間中、以下の施設はアジア競技大会の会場として使用される予定です。大会準備・開催期間中は施設利用に制限が設けられる予定です。

施設名	種目
稲永スポーツセンター	ハンドボール
CSアセット港サッカー場	サッカー

※大会会場の設営に伴い、備品の移動、保管等を実施していただくことがあります。

※上記に加え、今後、アジアパラ競技大会の競技会場となる場合があります。

(11) 千種区役所仮設庁舎について（千種スポーツセンターのみ）

令和 5年 1月から令和10年 5月まで、千種区役所改築工事に伴い、千種区星が丘山手 103番地に千種区役所仮設庁舎が設置される予定です。その間、千種スポーツセンター駐車場北側の新池駐車場の一部を千種区役所仮設庁舎第 2駐車場として使用します。

千種区役所仮設庁舎第 2駐車場へは、千種スポーツセンター駐車場より往来を行うため、別途スポーツ市民局地域振興部区政課と契約を締結のうえ、別紙 8「千種区役所仮設庁舎第 2駐車場管理運営業務委託について」のとおり業務を行っていただきます。

なお、業務にかかる経費（人件費）については、収支計画には含めないでください。

## 4 事業収支に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者で協議し、管理運営経費から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を、会計年度（4月 1日から翌年 3月31日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払います（原則毎月15日）。

指定管理料	=	(4)管理運営経費	-	(2)施設運営収入	-	(3)自主事業収入の一部
-------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

※括弧内の数字は、下記の見出し符号に対応

【参考】 過去の指定管理料等（消費税等含む。）

ア 指定管理料（予算額）

（単位：千円）

施設名	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
名古屋市体育館	24,854	25,080	25,080
露橋スポーツセンター	97,151	98,346	98,346
稲永スポーツセンター	82,891	83,739	83,739
CSアセット港サッカー場	23,112	23,283	23,283
天白スポーツセンター	66,523	67,735	67,735
北スポーツセンター	88,778	90,059	90,059
千種スポーツセンター	68,528	69,766	69,766
中スポーツセンター	75,735	77,031	77,043
東スポーツセンター	69,900	71,059	71,059
黒川スポーツトレーニングセンター	51,605	52,330	52,330
南陽プール	50,139	50,951	50,951

※指定管理料には、修繕費を含みます。

※東スポーツセンターについては、下記(8)に定める共用部分管理経費は除いています。

※黒川スポーツトレーニングセンターについては、下記(9)に定める黒川ビルに関する経費は除いています。

イ 補填額（決算額）

（単位：千円）

施設名	令和元年度	令和 2年度
名古屋市体育館	8,272	5,282
露橋スポーツセンター	1,913	2,034
稲永スポーツセンター	2,311	2,387
CSアセット港サッカー場	493	4,563
天白スポーツセンター	3,517	17,293
北スポーツセンター	5,872	15,190
千種スポーツセンター	4,600	23,629
中スポーツセンター	1,011	21,789
東スポーツセンター	4,047	13,441
黒川スポーツトレーニングセンター	280	0
南陽プール	5,242	19,645

※ 補填額には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減収補填金（CSアセット港サッカー場：R2.4.13～R2.5.31休場、その他の施設：R2.3.2～R2.5.31休館）及び施設設備改修等（名古屋市体育館：空調設備の設置、北スポーツセンター：コージェネレーションシステム停止、南陽プール：ボイラー設置等）による補填金を含みます。

(2) 施設運営収入

ア 利用料金収入（基本の使用時間内）

基本の使用時間における施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入となります。

① 利用料金の設定

- a 施設及び附属設備の利用料金は、体育館条例等に定める利用料金の基準額に 0.7から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
- b 令和 5年 3月31日までに令和 5年 4月 1日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、現指定管理者が市長の承認を得て定めた額が適用されます。
- c 令和10年 3月31日までに令和10年 4月 1日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て定めた額が適用されます。指定管理者に

は、利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行っていただきます。

- d 指定管理者が施設ごとに発行できる個人使用施設の回数券・定期券の有効期限は、令和10年3月31日までとします(第2競技場回数券及び浴室サウナ室回数券を除く。)。ただし、利用者の利便に資する場合は、次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができることとします。
- e 受益者負担の適正化を図るための使用料改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

## ② 共通利用券

- a 指定管理者が施設ごとに発行できる個人使用施設の回数券・定期券のほか、複数のスポーツセンター等の温水プール、弓道練習場又はトレーニング室において共通して使用することができる共通回数券、共通定期券があります。これらの共通利用券については、条例に利用料金の額が定められているため、額の変更はできません。
- b 共通利用券で使用できる施設は、別紙9「共通利用の施設」のとおりです。
- c 駐車場の回数券は、スポーツセンター等で共通して使用することができ、1回及び回数券の利用料金は、条例に定める額に設定されています。
- d 共通回数券、共通定期券を施設外に持ち出して販売することを禁止します。
- e この共通利用による利用料金の精算は行いません。

## イ 市の施策として実施する教室等事業収入

市の施策として実施する教室等事業について、利用者が支払う参加料は指定管理者の収入となります。

## (3) 自主事業収入

「2 II 自主事業」を実施することにより得られる収入のことです。

### ア 利用料金収入（基本の使用時間外）

基本の使用時間外での利用料金の設定は指定管理者の提案となります。

### イ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。）

### ウ 物販事業収入

### エ 広告料収入

### オ その他指定管理者の提案により実施する事業収入

#### ※自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の全部又は一部を指定管理料の縮減に充当することができます。

なお、充当額は指定管理者の提案によることとします。

## (4) 管理運営経費

「2 I 基本業務」に要する経費のことです。主な経費は以下のとおりとなります。

人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課※ など
--

#### ※事業所税（資産割）

施設の収支計画における支出総額（事業所税にかかる金額を除く。）に対する利用料金の収入が5割を超える場合、指定管理者が事業主体とみなされ、当該指定管理者に対して事業所税（資産割）が課税されます。

## (5) 自主事業に係る費用

「2 II 自主事業」に要する経費のことです。教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金、自動販売機などを設置する際に市に支払う貸付料・目的外使用料及びその他実施にかかる経費が含まれます。

【参考】指定管理者の収入と支出一覧

基本 業務	実施しなければ ならない業務	収入	(1) 指定管理料	・ 指定管理料
			(2) 施設運営収入	・ 利用料金収入（基本の使用時間内） ・ 市の施策として実施する教室等事業 収入
	実施しなければ ならない業務	支出	(4) 管理運営経費	・ 人件費、事務費、管理費、光熱水 費、業務委託費、保守管理費、修繕 費、機器リース料、租税公課 など
自主 事業	自主事業として 実施することが できる業務	収入	(3) 自主事業収入	・ 利用料金（基本の使用時間外） ・ 教室等事業収入（市の施策として実 施するものを除く。） ・ 物販事業収入 ・ 広告料収入 ・ その他指定管理者の提案により実施 する事業収入 ※自主事業の利益の一部を指定管理料 の縮減に充当すること。
	自主事業として 実施することが できる業務		支出	(5) 自主事業に係 る費用

(6) 市への利用料金等の納付

上記(2)に規定する施設運営収入その他指定管理料の算定根拠となる収入が、事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付していただく場合があります。

(7) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

ア 令和 5年 4月 1日以降の使用分で、令和 5年 3月31日までに現指定管理者に納入された専用使用料に係る利用料金は、利用日を基準に利用料金収入の帰属を判断するため、現指定管理者から収入証拠書類を添えて支払われます。収入証拠書類の点検は、指定管理者自らの責任で行ってください。

イ 指定期間開始前に販売された共通定期券（1年）のうち残利用期間が指定期間に属するものについては、現指定管理者との協議により、精算を行ってください。

ウ 令和10年 4月 1日以降の使用分で、令和10年 3月31日までに指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。（指定管理者が変更となる場合に限りです。）

エ 指定期間満了後に利用される共通定期券（1年）については、残利用期間に相当する額を指定管理者から次期指定管理者に支払ってください。

(8) 共用部分管理経費について（東スポーツセンターのみ）

ア 共用部分の管理にかかる経費（点検、警備、清掃等）については、別途市にて積算の上指定管理料として加算しますので、収支計画には含めないでください。ただし、共用部分にかかる光熱水費については、提案する収支計画に含めてください。

イ 共用部分の管理にかかる業務（点検、警備、清掃等）と複合施設で使用する電気については、市が行う入札により決定された事業者へ費用を支払っていただきます。それぞれ業務委託契約、電力供給契約は市が事業者と締結いたします。

(9) 黒川ビルに関する経費負担について（黒川スポーツトレーニングセンターのみ）

本施設は、黒川ビルと共通する管理業務があり、公社と維持管理業務について協定を締結しております。「名古屋高速道路公社黒川ビル及び名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの維持管理に関する基本協定」第7条の規定に基づいて毎年度締結する「名古屋高速道路公社黒川ビル及び名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの維持管理に関する実施協定」第4条及び第6条に定めのある経費について負担していただきます。（業務仕様書「別紙8 各種協定書」を参照のこと。）本号で定める経費は、実績に基づき指定管理料として別に精算しますので、これらの費用を収支計画には含めないでください。また、令和5年度には建築基準法第12条に定める外壁検査を実施予定です。本外壁検査について、提案する収支計画書に含めてください。

(10) Bリーグ開催に係る利用料金収入について（千種・東スポーツセンターのみ）

豊通ファイティングイーグルス名古屋（以下「豊通」という。）がホームゲームを行う際の競技場等の利用料金収入は指定管理者に帰属します。豊通がホームゲームで使用するにあたり、通常の使用時間以外で開館の必要があれば、臨時開館してください。また、豊通がホームゲームで利用することを鑑み、施設の利便性及び環境整備に対して誠意をもって対応してください。なお、豊通がホームゲームで利用する計画が変更あるいは取り止め等により、想定していた利用料金収入を下回ることもなっても、原則市は補償しません。

(11) 修繕費等について

ア 次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を管理運営経費に計上していただきます。

① 原形を変えずる修繕及び模様替

② 1件 2,500千円を超える修繕

③ 1件 1,600千円以上の備品購入（トレーニング器具等を指定管理者の負担により購入する場合を除く。）

④ その他協議により定める事項

※ 指定管理者が自主事業として設置する既存施設の利用促進をはかる施設・設備にかかる費用については、指定管理者が負担することになります。

イ 1件 2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の費用については、各年度下表に定める基準額を、修繕費として管理運営経費に含めることとし、この額を下回ることはできません。なお、応募者が基準額以上の経費がかかると判断した場合は、その金額を計上し提案してください。

各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は提案額から執行額を引いた差額を市へ返納することとします。提案額を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払は行いません。

(単位：千円)

施設名	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
名古屋市体育館	2,160	2,700	2,700	2,700	3,240
露橋スポーツセンター	5,148	6,434	6,434	6,434	7,721
稲永スポーツセンター	4,560	5,700	5,700	5,700	6,840
CSアセット港サッカー場	3,040	3,800	3,800	3,800	4,560
天白スポーツセンター	5,148	6,434	6,434	6,434	7,721
北スポーツセンター	5,148	6,434	6,434	6,434	7,721
千種スポーツセンター	5,148	6,434	6,434	6,434	7,721
中スポーツセンター	4,690	6,700	6,700	6,700	8,710
東スポーツセンター	2,880	3,600	3,600	3,600	4,320
黒川スポーツトレーニングセンター	1,840	2,300	2,300	2,300	2,760
南陽プール	3,440	4,300	4,300	4,300	5,160

ウ 修繕費で支出できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「14 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

(12) 工事休館等に伴う指定管理料について

ア 中スポーツセンターについては、「3 管理の基準 (9)」に定めるとおり、大規模改修工事の実施に伴う施設の休館を前提に、利用料金収入及び管理運営経費等の算定をしてください。なお、休館期間中であることを踏まえ、業務内容を精査してください。

イ 露橋スポーツセンターについては、「3 管理の基準 (9)」及び別紙 2に定めるとおり、大規模改修工事の実施に伴う施設の休館を前提に、利用料金収入及び管理運営経費等の算定をしてください。なお、休館期間中であることを踏まえ、業務内容を精査してください。

ウ 稲永スポーツセンター及びCSアセット港サッカー場については、「3 管理の基準 (10)」に定めるとおり、アジア競技大会に向けた大規模改修工事及び施設利用を予定しています。

収支計画については、アジア競技大会に向けた大規模改修工事による休館及び施設利用が確定した際に、改めて協議するものとします。

(13) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用制限について

令和5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことが困難であり、事業計画書・収支計画書については、感染状況が落ち着いている（国の緊急事態宣言に基づく愛知県知事からの要請等による休館等はない）との前提で作成してください。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応として、現在、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（スポーツ庁）」に従い、ロッカーやトレーニング器具の使用を一部制限しておりますので、利用料金収入の算定にあたっては注意してください。

新型コロナウイルス感染症が収束し使用制限の必要がなくなった際、利用者数の状況によっては収支計画の変更を協議する場合があります。

### 第3 屋外冷水プール（港・熱田・楠・富田）に関する事項

#### 1 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、各施設の仕様書を参照してください。

- (1) 一般の利用に関すること
- (2) 使用の許可に関すること
- (3) 使用料の徴収に関すること
- (4) 維持管理及び修繕(原形を変えずる修繕及び模様替を除く。)に関すること
- (5) 開場期間外の管理に関すること
- (6) 緊急時対応に関すること
- (7) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- (8) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- (9) 指定管理者の引継ぎに関すること
- (10) その他市が定める業務

#### 2 管理の基準

##### (1) 開場期間及び開場時間

名古屋市プール条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第78号。）に基づき、開場期間及び開場時間は下表の通りとします。

ただし、天災その他やむを得ない事由により、市が特に必要があると認めたときは、開場期間以外の臨時開場のほか、開場期間での臨時休場や開場時間の変更をすることがあります。また、指定管理者から臨時開場の申出があった場合は、協議の上決定します。それに伴い、年間の開場期間または開場時間に変更されることがあります。

プール清掃等のため、開場期間中に 5日程度の休場日があります。

開場期間	開場時間
7月20日から8月31日まで	午前10時から午後 5時30分まで

#### 3 指定管理料について

##### (1) 指定管理料の支払い

市は、プールの管理運営に要する経費について、会計年度（4月 1日から翌年 3月31日まで）毎に予算の範囲内で分割支払い（4月・6月）を行います。

※参考として令和 2年度及び令和 3年度の指定管理料(協定により定められた金額)並びに令和 2年度の光熱水費を示します。

(単位：円)

施設名	予算		実績
	元年度指定管理料	2年度指定管理料	2年度光熱水費
港プール	14,347,000	14,611,000	4,172,732
熱田プール	9,681,000	9,493,000	2,926,746
楠プール	10,868,000	11,069,000	2,285,368
富田プール	12,928,000	13,166,000	3,332,592

※1 修繕費を除く

※2 光熱水費は令和 2年度事業報告書（指定管理者作成）による

## (2) 最低使用水道量について

指定管理者は、「第1 11 申請書類の提出」に規定する「名古屋市スポーツ施設指定管理者事業計画書」の収支計画書において、各年度下表に定める最低使用水道量を提案することとします。応募者が最低使用水道量以上の水道量がかかると判断した場合は、その数量を計上し提案してください。

(単位：m<sup>3</sup>)

施設名	最低使用水道量
港プール	5,080
熱田プール	3,640
楠プール	4,780
富田プール	5,010

## (3) 指定管理料の精算

指定管理料は精算しません。ただし、修繕費については、工事完了後、実績報告書に基づき(1)の指定管理料とは別に精算しますので、収支計画には含めないでください。修繕が総額 500 千円を超える場合、市と協議する必要があります。

なお、修繕費で精算できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「14 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

## (4) 修繕費等について

次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を管理運営経費に計上していただきます。

- ア 原形を変ずる修繕及び模様替
- イ 1件 2,500千円を超える修繕
- ウ 市の責めに帰すべき事由があると市が判断した修繕
- エ 1件 1,600千円以上の備品購入
- オ その他協議により定める事項

## 4 使用料収入について

施設使用にかかる使用料はすべて市の収入とし、使用料の徴収事務に関しては、地方自治法施行令第 158条第 1項第 1号に基づき、これを指定管理者に委託します。

## 5 自動販売機等の設置

指定管理者が利用者の利便性の向上を図るため、自動販売機等を運営しようとする場合は、市と協議の上、市有地及び建物の一部貸付契約を締結する必要があります。ただし、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）により制限を受ける場合があります。